

# 気象・防災情報に基づく休校等の決定について

2021.7.12 改訂

気象・防災情報が、山口市に発令された際は、原則として以下の手順に従って休校等の措置を決定します。

休校等の対象となる情報	判断基準
台風接近に伴う暴風情報	暴風警報の発令
大雨情報	特別警報の発令
記録的短時間大雨情報	大雨警報の発令中に、100mm/h以上の大雨
土砂災害警戒情報	警戒レベル4(全員避難)の発令

## 対応

- 対応の判断について  
管理職及び教務部長で協議の上、決定
  - 前日までに判断する場合（15:00までに判断）
    - ・ 15:25～ 放送による緊急招集、教職員に連絡
    - ・ 15:30～ 臨時の終礼により生徒に連絡
  - 当日の状況で判断する場合（6:00の時点で判断）
    - ・ 6:30～ 生徒・保護者に連絡
- 情報発信について（前日・当日判断ともに）  
「緊急携帯メール配信」及び学校HPの全日制ページ「緊急連絡」によって生徒及び保護者に連絡・周知する。

\*大雨、洪水、大雪に関する注意報・警報については、原則、平常どおり授業を実施します。

### □ 平常通り授業を行っている場合の登校について

生徒の居住地域に、気象・防災情報が出ている場合は、状況を踏まえて、保護者と相談の上、安全に登下校ができないと判断した場合は、自宅学習とします。

《参考》

### 5段階の警戒レベルと防災気象情報

(気象庁ホームページより抜粋)

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	<b>命の危険 直ちに安全確保!</b> すでに安全な避難ができます、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する。	<b>緊急安全確保</b> ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報 氾濫発生情報	5相当
<b>&lt;警戒レベル4までに必ず避難!&gt;</b>				
4	<b>危険な場所から全員避難</b> 過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	<b>避難指示</b> 第4次防災体制(災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報 高潮特別警報	4相当
3	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> 高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたため、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	<b>高齢者等避難</b> 第3次防災体制(避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報 高潮警報 高潮特別警報	3相当
2	<b>自らの避難行動を確認</b> ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	<b>第2次防災体制</b> (高齢者等避難の発令を判断できる体制) <b>第1次防災体制</b> (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 高潮注意報 大雨注意報 洪水注意報	2相当
1	<b>災害への心構えを高める</b>	心構えを一段高める 職員の連絡体制を確認	早期注意情報(警報級の可能性)	

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

※2 「極めて危険」(激しい)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「激しい」は大雨特別警報が発令された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域(校)の境目に活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成